

全国労災病院労働組合美唄支部 支部長 佐藤 嘉彦から、令和5年（2023年）9月29日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）10月4日

北海道知事 鈴木 直道

1 事 件

（1）労働者健康安全機構北海道せき損センターに対する要求

（2）北海道せき損センター移転に関する要求

2 日 時 2023年10月10日 午前0時以降本件の完全解決まで

3 場 所 労働者健康安全機構北海道せき損センターにおいて全国労災病院労働組合美唄支部組合員の従事する全職場

4 概 要 全面スト又は部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前記第3項記載場所の全体又は一部において実施する。。